

福島県立大野病院で二〇〇四年に帝王切開手術を受けた女性が死亡したことに対して、執刀医が業務上過失致死と医師法違反の罪に問われた裁判で、福島地裁は今年八月二十日、無罪判決を出した。この判決を機に、「医療の専門的問題」に司法・警察が介入するこ

とは医療崩壊を加速するだけだとする見解が、医療関係者やマスコミにおいて急速に強まっている。なかには、経験のほとんどない医師が内視鏡の下での前立腺がんの手術を行って死亡に至らした二〇〇二年の慈恵医大青戸病院事件(主治医と執刀医の有罪が確定)についてさえも、そもそも司法・警察が関与する必要がなかったとする極端な意見も出ている。

こうした過度に一般化した「医師擁護」論は、インフォームドコンセント(十

金沢大法学類教授

仲正 昌樹

今を読む



なかもさ・まさき 1963年呉市生まれ。東京大大学院総合文化研究科博士課程修了。専門は政治思想史、社会哲学。著書に「『不自由』論」「日本とドイツ 二つの戦後思想」など。金沢市在住。

分な説明と同意(ICC)を、医師に治療方針を全面的中心に形成されるべき医師に任せてしまうのでは患者との関係を歪めること、重要な局面においては「通常の医療行為」ICCが必要であるという考の枠内で起こった不測の事、え方が生まれてきた背景に

医学の発展のためには人体実験は不可欠であるが、それはあくまでも被験者の「自発的同意」を前提にして行われねばならないことなどを明記した倫理基準「ニュルンベルク綱領」を提示した。一九六〇年代に入ってから、米国をはじめとする先進諸国の大学病院などの医学研究機関で、患者の

提示した。一九六〇年代に入ってから、米国をはじめとする先進諸国の大学病院などの医学研究機関で、患者の

患者の権利 積極開示を

インフォームドコンセント

態に対する対処の仕方が問題になった大野病院事件の問題がある。第二次大戦中のようなタイプ的事案と、「臨床試験」的な性格の強い高度先進医療を未経験の医師が実績づくりのために試みた青戸病院事件のようなタイプの事案を、同じ土俵のうえで論じることができない。

同意を得ない臨床試験・研究が行われていることが相次いで明らかになり、被験者である患者の権利を守るためのICCの徹底や、研究の倫理性を審査する倫理委員会が各国に整備された。六四年には世界医師会が、I

同意を得ない臨床試験・研究が行われていることが相次いで明らかになり、被験者である患者の権利を守るためのICCの徹底や、研究の倫理性を審査する倫理委員会が各国に整備された。六四年には世界医師会が、I